

(平成23年4月1日より適用)

大阪市立小学校及び中学校における指定外・区域外就学の許可基準

大阪市立の小学校並びに中学校における、学校教育法施行令第8条に基づく学校指定の変更（以下「指定外就学」という。）及び第9条に基づく区域外就学の許可基準は以下のとおりとする。

ただし、下記のいずれの場合も教育上真にやむを得ず、希望する学校への登校及び下校の安全に支障がないと認められる場合に限る。また、許可については当該児童生徒についてのみ認めるものとする。

1 区役所受付分

(1) 許可基準

許 可 事 項	許 可 期 限	必要書類等
① 一定期間以内に住宅の新築や購入により転居することが確実な場合で、あらかじめ転居先の学校への就学を希望するとき	入学日（4月1日）から当該学年末までに転居する場合	・ 指定外・区域外就学願書 ・ 不動産売買契約書、工事請負契約書等入居時期や入居が確認できる書類
② 住宅建て替え等に伴う一時的な転居で、従前の居住地に戻ってくることが確実な場合で、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	一時転居期間中	・ 指定外・区域外就学願書 ・ 工事請負契約書等、工事完了（再入居）時期が確認できる書類
③ 学年中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	当該学年末まで 但し、転居が最終学期終業式以降である場合、当該小学校又は中学校の次年度の学年末まで	・ 指定外・区域外就学願書
転居が小学校4年の最終学期終業式以降又は中学校1年の最終学期終業式以降である場合、卒業までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	当該小学校又は中学校卒業まで（小学校から引き続き中学校へは許可しない） 次年度以降も引き続き希望する場合は年度毎に申請を要する	
④ 小学校の児童で、保護者の就労等により留守家庭児童となり、保護者不在時に本人の在宅が困難な場合で、保護者の勤務地の通学区域の小学校、又は、保護者に代わる親族の住所地の通学区域の小学校へ就学を希望するとき	当該年度末まで 次年度以降も引き続き希望する場合は年度毎に申請を要する	・ 指定外・区域外就学願書 ・ 勤務地又は事業所の所在を証明する書類 ・ 保育に欠ける旨の証明 ・ 家族全員の住民票の写し ・ 保護者に代わる親族の誓約書 ・ その他、区長が必要と認める書類
⑤ 市外の児童生徒が大阪市立の小学校又は中学校の院内学級等に入級するとき	院内学級在籍中	・ 指定外・区域外就学願書
⑥ 通学区域外で本市が指定する小学校又は中学校の特別支援学級に就学するとき	特別支援学級在籍中	・ 指定外・区域外就学願書

上記の事項の他、国立、私立小学校又は中学校および市立咲くやこの花中学校へ就学する場合は、「指定学校外就学届」に入学を希望する学校の「入学許可書」を添えて、住所地の当該区役所窓口サービス課へ届け出る。

(2) 申請手続き

申請者は、事実を証明する書類を添え、当該学校の存する区役所窓口サービス課へ申請する。
区長は、許可基準に基づき、学校長と協議のうえ、指定外就学又は区域外就学の可否を決定する。

なお、区域外就学の許可を与える場合には、事前に学校教育法施行令第9条第2項に基づく協議を、児童生徒の居住地の市町村教育委員会と行う。

(3) 標準処理期間

- ・ 指定外就学 1週間
- ・ 区域外就学 1週間（ただし、学校教育法施行令第9条第2項に基づく、住所地の教育委員会との協議に要する期間を除く）

2 教育委員会受付分

(1) 申請要件等

許可事項	許可期限	必要書類等
⑦ いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒の転校について、学校長が教育委員会と協議をする必要があると判断した場合	当該学年末まで 次年度以降も引き続き 必要な場合は年度毎に 申請を要する	・ 大阪市こども相談センター・カウンセラー等の意見書 ・ その他、教育委員会が必要とする書類 ・ (教育委員会で協議後) 指定外・区域外就学願書

(2) 申請方法

保護者は、在籍校の学校長に指定外就学について相談をする。

学校長が転校しか手段がないと判断した場合、学校長は「状況報告書」に上記必要書類を添付して教育委員会中学校教育担当（生活指導）へ申請する。

(3) 許可の協議

教育委員会は、学校長並びに教育相談機関の専門家の意見等を聴取し、指定外就学の適否について協議、その結果並びに受け入れ校を学校長に通知する。

(4) 区役所への手続き

教育委員会が指定外就学を許可した場合、保護者は、区役所窓口サービス課へ「指定外・区域外就学願書」を提出する。